

函館市総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月3日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第63号

函館市総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

函館市総合保健センター条例施行規則（平成15年函館市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（市長が指定する日においては，専用使用または個人使用について，利用を制限した時間を除く。）」を削り，同号ア中「土曜日」を「金曜日」に改め，同号イ中「日曜日」の後ろに「，土曜日」を加え，同条第2項第1号イ中「12月31日」を「12月29日から12月31日までの日」に改める。

第3条第1項中「専用使用の許可」を「使用許可」に改め，同条第2項中「専用使用を」を「健康増進センターを使用」に改め，同条第3項を削り，同条第4項中「および前項」を削り，同項を同条第3項とする。

第4条第2項を削り，同条第3項中「前条第4項」を「前条第3項」に，「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め，同項を同条第2項とし，同条第4項中「同条第4項」を「同条第3項」に，「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め，同項を同条第3項とする。

第5条の見出しを「（許可書の提示）」に改め，同条中「（次条において「専用使用者」という。）または前条第2項の使用券の交付を受けた者」および「または当該使用券」を削る。

第6条中「専用使用者」を「第4条第1項の許可書の交付を受けたもの」に，「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第7条第2項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第8条第1項中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め，同条第2項中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第 11 条中「別記第 12 号様式」を「別記第 11 号様式」に改める。

別記第 5 号様式を削り，別記第 6 号様式を別記第 5 号様式とし，別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

別記第 10 号様式注第 1 項中「の専用使用を」を「を使用」に改め，同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 11 号様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 12 号様式注第 1 項中「の専用使用を」を「を使用」に改め，同様式を別記第 11 号様式とする。

附 則

この規則は，令和 8 年 10 月 1 日から施行する。